



▲詳細はこちら

訪問販売・サイドビジネス商法等の契約解除には、
「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

■クーリング・オフについて(メール等の場合)

- 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。
- 送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。
- 支払った代金は、全額返金を請求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合も、メールの記載例と同内容を記載し、「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。ハガキの両面をコピーし、大切に保管してください。

■メールの記載例

宛先: xxxx@xxxx.co.jp
 件名: クーリング・オフ通知
 ○○株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○○○円
 販売会社 ○○株式会社○○営業所
 担当者 ○○○○氏

支払った代金○○○○○○○円を返し、商品を引き取ってください。

令和○年○月○日
 東京都○市○町○丁目○番○号
 氏名 ○○○○

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- | | | | |
|---|-----|---|------|
| <ul style="list-style-type: none"> ●訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等) ●特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等) ●電話勧誘販売 ●訪問購入(いわゆる訪問買取) | 8日間 | <ul style="list-style-type: none"> ●業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等) ●連鎖販売取引(マルチ商法) | 20日間 |
|---|-----|---|------|

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフについて分からないときは、悩まず、消費生活センターに相談してください。

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

●東京都消費生活総合センター (〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ16階)

消費生活相談 ☎03-3235-1155

受付時間: 月～土曜日 午前9時～午後5時
 ※日・祝日・年末年始は除く

架空請求専用 ☎03-3235-2400

受付時間: 月～土曜日 午前9時～午後5時
 ※日・祝日・年末年始は除く



品川区消費生活センター

〒141-0033 品川区西品川 1-28-3 中小企業センター 4 階

電話番号: 03-6421-6137

来所・電話相談: 月～金曜日 / 9:00～16:00
 土曜日相談(電話相談のみ): 土曜日 / 12:30～16:00
 夜間相談(電話相談のみ): 第4火曜日 / 16:00～19:00
 ※祝日・年末年始除く



「怪しい」と

気づかなければ
悪質商法の思いつぼ。

悪質商法
 だったなんて...





いいかも
 みつけたぜ!



お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン ☎188

東京都消費生活総合センター
 ☎03-3235-1155



関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン ☎188

東京都消費生活総合センター
 ☎03-3235-1155



お近くの消費生活相談窓口につながります

東京都消費生活総合センター
 ☎03-3235-1155

消費生活に関わる東京都の情報サイト 東京くらしWEB 検索



ウマイ話には裏があるカモ…!



サイドビジネス商法

「副業や内職で簡単に収入を得られる」等と勧誘し、仕事に必要があるとして商品やサービスを購入させる、または金銭を支払わせる商法。



カモにならないために…

- 「スマホ一つで簡単に稼げる」「気軽に始められる」ことを強調する広告やSNSの投稿をうのみにしない!
- 作業内容や利益の仕組みを確認しないまま契約しない! 簡単にお金を支払わない!

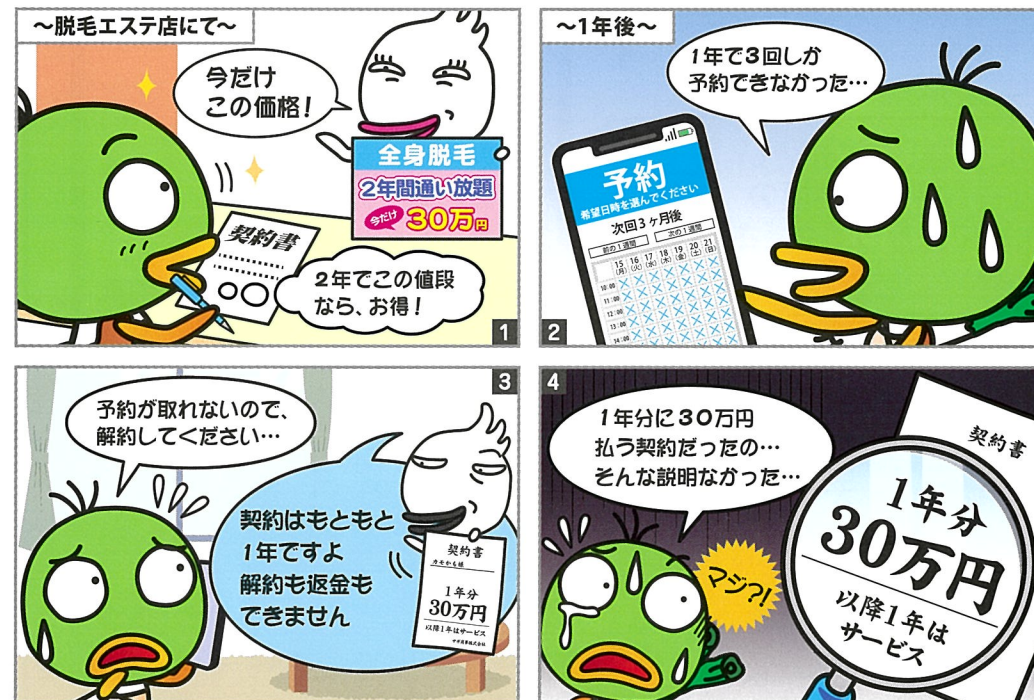
契約前によく考えて!



困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

美容に関するトラブル

美容医療や脱毛エステの「通い放題」につられて契約したが、予約が取れず支払いだけが残るなどのトラブル。



ちゃんと確認して!



カモにならないために…

- 「今日契約するなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、慎重に検討する。

マルチ商法

商品の購入やサービスの契約をして販売組織の会員になり、他の人を勧誘して入会させると紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない!



カモにならないために…

- 「楽に稼げる」といったウマイ話は信じない!
- 友達やSNS、マッチングアプリで知り合った人から勧誘されても、きっぱりと断る。

こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は全く稼げず、商品等を購入するための借金だけが残ることも…
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者になることも…

レスキュー商法



緊急事態に陥っている状況につけ込み、広告で安い料金をうたいながら、来訪後には高額な料金を請求する商法。



カモにならないために…

- 「〇〇円～」といったネット広告の最低価格をうのみにしない!
- 申し込み時や作業前に見積書をもらい、作業内容や、出張料、キャンセル料などを確認する。
- 賃貸住宅の場合、住まいのトラブル時の連絡先などを管理会社に事前確認しておきましょう。

こんなケースにも注意!

害虫駆除やトイレのつまり・水漏れなど緊急時のトラブルの解決を依頼したところ、追加作業を促され、高額請求される。